

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	健康福祉部 長寿課	
契約締結年月日	令和8年4月1日	
業 務 名	令和8年度尾張旭市地域包括支援センター地域相談窓口業務委託	
業 務 の 概 要	要援護高齢者等の身近な相談窓口として相談を受け付け、地域包括支援センターへつなぐとともに、積極的に地域に出向き要援護高齢者等の実態を把握し、必要なサービス等へつなげることを目的とする。	
契約金額(税込)	<ul style="list-style-type: none"> ・敬愛会 5,064,000円(定額部分及び実績部分見込額の合計額) ・旭会 5,064,000円(定額部分及び実績部分見込額の合計額) ・墨友会 5,064,000円(定額部分及び実績部分見込額の合計額) 	
契約の相手方	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 敬愛会 ・社会福祉法人 旭会 ・社会福祉法人 墨友会 	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>・当該3法人は、これまで高齢者の総合相談、実態把握、福祉サービスの調整など要援護高齢者の支援を行ってきた経緯があり、厚生労働省事務連絡「地域包括支援センターの安定的な運営の確保並びに地域における相談体制等の整備促進について」の「十分な実績のある在宅介護支援センター等」に該当する社会福祉法人であるとともに、当該3法人以外に該当する法人は、市内に無いため。</p> <p>・高齢者の実態把握業務は、地域高齢者及び地域関係者等との長期にわたる関係の構築が必要であり、総合相談支援事業を効果的に推進するためには、昨年度まで当業務を実施している3法人が継続的に実施することが必要のため。</p>	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉部 長寿課 です。